

令和7年度野生鳥獣による森林被害状況の把握・試算手法等の検討調査事業仕様書

1 件名

令和7年度野生鳥獣による森林被害状況の把握・試算手法等の検討調査事業

2 目的

近年における野生鳥獣の食害等による森林への被害の深刻化は、森林所有者にとって人工林の主伐・再造林などの経営意欲の低下を招き、また、被害を受けた森林では、本来有する公益的機能の発揮に影響を与える恐れが発生している。

しかし、南北に長くさまざまな気候区分に分かれている日本列島において、加害鳥獣の生息密度の違いなどによる地域的なバラつきや、予防対策の有無及びその方法・程度が、被害の発生率にどのように影響するかについては十分明らかになっていない状況であり、新たな地域での被害も発生する傾向にある。

また、このような様々な状況下での森林被害を、定量的に把握するための情報は十分とは言えず、なお蓄積する必要がある。

そのため、鳥獣による森林被害のデータを状況別に収集するとともに、既存データと合わせて分析、検証し、被害の発生率を明らかにしてリスクを定量的に示す手法を検討することを目的とする。

3 調査実施期間

委託契約締結日から令和8年3月13日（金）までとする。

なお、事業実施計画書（実施スケジュール及び実施体制を含む。）を契約締結後10日以内に提出すること。

4 内容

（1）野生鳥獣による森林被害発生事例の収集

被害対策を実施した造林地における被害拡大の検証のため、鳥獣害対策のうちシカに対する忌避剤について、アンケート調査により以下の事例を収集し、結果を取り纏める。なお、収集する事例の数は、100件程度とする。

- ・忌避剤の散布を行った造林地における植栽木の情報、地形の傾斜や台風の影響、シカの日撃頻度、忌避剤の種類、散布頻度、被害が発生した場合はその状況等

（2）CPUE（捕獲効率を示す指標）及びSPUE（生息密度を示す指標）のデータの収集並びに取り纏め

狩猟者による狩猟期間中の記録を集計整理し算出した、ニホンジカ及びイノシシに関するCPUE及びSPUEのデータを出猟実績のある都道府県から収集し、GeoPackage形式で取り纏める。CPUE及びSPUEを作成していない都道府県については、集計の基となるデータを収集し、CPUE及びSPUEを算出した上で取り纏める。収集するデータは、既存の事例データの収集時点を加味して令和2、5及び6年度を対象とする。

（3）森林被害の発生率のモデル作成、検証等

既存の事例データ（侵入防止柵）及び（1）により収集したデータを用いて、以下により森林被害の発生率の検証を行う。検証に当たっては、担当部署と密に連絡、調整することとし、必要に応じて打合せを行うこと。また、担当部署からの求めに応じて議事録を作成し、事後3開庁日以内に担当部署に提出して承諾を得ること。

- ア 既存の事例データの一部（約600件）に対し、地名や地番等から判断できる精度にて位置情報を付与させる。
- イ 既存の事例データと（１）により収集したデータそれぞれについて、現地調査が不要な要素のみで構成した被害予測モデルを作成し、防除効果について鳥獣害対策別に比較する。
- ウ （２）により収集したデータのうち、イノシシに関するデータを用い、既存の侵入防止柵の破損レベルの予測モデルの要素に加えて改善されるか検証する。
- エ 既存の侵入防止柵の破損レベルの予測モデルについて、既存の事例データに含まれる侵入防止柵の点検回数を説明変数に加えたとき、破損レベルの予測にどのような影響を与えるか検証する。
- オ 既存の事例データに付随した位置情報を用いて、既存の侵入防止柵の破損レベルの予測モデル、上記イにて作成した予測モデルの以下の要素を置き換えた場合の被害予測モデルの精度を検証し、モデルデータを改善する。
- | | | |
|---------|---|------------------|
| シカの生息密度 | → | （２）により収集したデータ |
| 地形の傾斜 | → | DEMデータ |
| 台風被害情報 | → | 風害物理シミュレーションモデル等 |
| 最大積雪量 | → | 通算積雪量及び積雪期間 |

（４）検討委員会等の開催

ア 検討委員会における委員の決定

外部の学識経験者による検討委員会を設け、３回以上委員会を開催（実施方針や検証方針の確認、年度末とりまとめ等）し、上記（１）から（３）の成果について評価を得るとともに、必要な助言を受けること。

なお、検討委員には、森林の鳥獣被害についての学識経験者や研究者、損失の回復の観点からリスク管理について知見や経験を有する者をそれぞれ１名以上含めること。

委員の選定は、担当部署と調整の上行うこと。

イ 検討委員会の開催

委員会の開催時期、開催場所及び開催方法について、担当部署と協議した上で調整、決定すること。

また、開催の都度、議事録を作成し、開催後３開庁日以内に担当部署に提出して承諾を得ること。

なお、検討委員会は、原則オンライン開催とし、これに必要な経費は、本業務に含むものとする。

ウ 報告会の開催

調査報告書の納入期限の５開庁日前までに、本事業における成果を報告する会を開催すること。

なお、報告会は、原則対面及びオンライン方式によるハイブリット開催とし、これに必要な経費は、本業務に含むものとする。

５ 担当部署

林野庁森林整備部計画課森林保険企画班

６ 成果品等

（１）納入物件

No.	物件名	形式	数量	提出期日
1	事業実施計画書	電子	1 ファイル	契約締結後 10 日以内
2	中間実施報告書	電子	1 ファイル	令和 7 年 12 月 12 日
3	検討会議事録	電子	1 ファイル	開催後 3 開庁日以内
4	打合せ等の議事録	電子	1 ファイル	開催後 3 開庁日以内
5	アンケート調査資料 及び収集データ	電子	1 ファイル	担当部署の求 めに応じ適宜 及び令和 8 年 3 月 13 日
6	検証データ	電子	1 ファイル	担当部署の求 めに応じ適宜 及び令和 8 年 3 月 13 日
7	調査報告書	紙媒体（冊子） 電磁的記録媒体 （DVD-R 等）	15 部 2 セット	令和 8 年 3 月 13 日

（２）納入方法

紙媒体による納入物件について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。電磁的記録媒体の納入物件について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成すること。

なお、電磁的記録媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処した上で、媒体に対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を印字、又は記載したラベルを貼り付けて納入すること。

（３）納入場所

林野庁森林整備部計画課（農林水産省別館 7 階ドア No. 別 712）

7 成果品（著作権等）の帰属等

（１）本業務における成果品の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたものの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

（２）農林水産省は、成果品について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果品について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。

ただし、成果品に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

（３）納入される成果品に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使

用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (4) 受託者は、農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 受託者は、使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

8 資料及び既存データの貸与

- (1) 担当部署は、受託者の求めに応じ、4の(3)に記載する既存の事例データを貸与するものとする。

ただし、担当部署以外が保有する資料である場合は、担当部署に貸与の必要性を説明し、担当部署が提供先に承諾を得た上で貸与することとする。

- (2) 受託者は、(1)により貸与された資料について、本業務の遂行のためにのみ利用するものとし、本業務と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製・転用は禁止するものとする。
- (3) 受託者は、(1)により貸与された資料又は当該資料に記録された情報について、漏えいし、毀損し、又は滅失したときは、担当部署に直ちに報告し、その後の対応について指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、(1)により貸与された資料について、本業務の完了までに担当部署に返却しなければならない。

9 再委託に関する事項

- (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

ア 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいう。また、再委託できる業務は、原則として契約金額に占める再委託金額の割合が50パーセント以内の業務とする。

イ 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

ウ 受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

エ 再委託先における情報セキュリティの確保については、受託者の責任とする。

- (2) 承認手続

ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を発注者に提出し、あらかじめ承認を受けること。

イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を発注者に提出し、承認を受けること。

ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下

「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、発注者は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

10 閲覧等の受付

本事業に関連する以下の調査事業の報告書のうち、インターネット上で公開前若しくは公開終了したものについて、入札広告期間中、閲覧又は電子媒体での提供希望を受け付ける。また、4の(3)に記載する既存の事例データも閲覧希望のみ受け付ける。

閲覧を希望する者は、閲覧希望日の3開庁日前までに、電子媒体提供を希望する者は随時、次の宛先へメールにて申し込むこと。

宛先：hiroaki_toyama460アットマークmaff.go.jp

関連する調査事業名：

- ・令和6年度野生鳥獣による森林被害状況や森林整備実態の把握・対策手法の検討に関する調査委託事業 ※公開準備中
- ・令和2年度シカ被害対策推進調査事業
- ・令和元年度シカ被害対策推進調査事業
- ・平成30年度シカ被害対策推進調査事業 ※公開終了

公開先URL：

https://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/sikkou/tokutei_keihi/index.html

11 その他

(1) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

(2) 本事業についての打合せを、業務着手段階、中間報告、調査報告書の取りまとめの段階の3回以上行うものとし、これに加えて、担当部署から求めがあった場合は別途打合せを行うものとする。

また、打合せの都度、議事録を作成し、打合せ後3開庁日以内に担当部署に提出して承諾を得ること。

(3) 業務の目的を達成するために、担当部署は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(4) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

(5) 受託者は、本事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

なお、本業務の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行うものとする。

(6) 受託者は、本事業の実施に当たって、関連する環境関係法令（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。グリーン購入法）等）を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別

紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

（７）業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、担当部署と受託者が協議を行うものとする。

別紙様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）